

回答の手引き

1. 介護サービス情報公表システムについて

「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。介護保険法の規定に基づき都道府県が行う「介護サービス情報の公表制度」の運用のために、厚生労働省が設置しています。このシステムを使い、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供しています。

出典：厚生労働省「介護サービス情報の公表制度」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

2. 回答方法

- ① 新規の方： <https://logoform.jp/form/JEcd/175220>
- ② 更新の方： <https://logoform.jp/form/JEcd/216941>

ブラウザ※の上部アドレスバー(ロケーションバー)に入力すると、専用回答フォームを表示します。 ※ ウィンドウズエッジ、グーグルクローム等のインターネットを閲覧するアプリ

スマートフォンやタブレットの場合は、QRコードを読み込むと同じ専用回答フォームを表示します。



①新規の方



②更新の方

(回答前に)

入力内容については、あらかじめ介護サービス情報公表システム内の「生活支援等サービス」より、同様の事業所の記載内容をご確認ください。

回答する対象サービスの区分が分からない場合は、お問い合わせください。

県内では、「荒尾市」が各対象サービスを多く入力しております。ご参考にしてください。



介護サービス情報
公表システム

- ・介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム(全国版トップ)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>



- ・介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム(熊本県)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/43/>



対象サービス一覧

対象サービス	内容
見守り・安否確認	地域の自治会や町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共に行うサービスである。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれる。
配食(+見守り・安否確認)	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービスである。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービスである。
交流の場・通いの場	住民やNPO 団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービスである。
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービスである。
外出支援	通院や買い物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービスである。
多機能型拠点	スーパーやコンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービスである。
その他市町村が適当と認めるサービス	上記には該当しないサービスである。

「介護サービス情報の公表」制度の施行について(令和3年9月9日老認発0909第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)より抜粋

対象サービスと令和2年度インフォーマルガイドブック※対照表(目安)

※ 回答フォームよりダウンロードできます

対象サービス	令和2年度インフォーマルガイドブック タイトル
見守り・安否確認	緊急通報システム・見守りサービス
配食(+見守り・安否確認)	食事関係(弁当配達関係)
家事援助	訪問介護
交流の場・通いの場	-
介護者支援	-
外出支援	介護タクシー・移送サービス(通院や買い物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービス)

多機能型拠点	-
その他市町村が適当と認めるサービス	食事関係(弁当以外配達・配送関係) 介護タクシー・移送サービス(移送のみのタクシー等) 福祉用具 その他のサービス

※ 上記と異なる対象サービス区分が適当な場合は、ご相談ください。

3. 公表について

回答内容は、介護サービス情報公表システム「介護事業所・生活関連情報検索」に順次公表します。

原則、回答内容(入力された内容)のまま公表するため、誤字脱字等(特に料金表記)については十分にご注意ください。

4. その他

ご相談のあった際に町民へお渡しできるパンフレットやチラシ等をいただければ、幸いです。活用させていただきます。(10部程度)

5. 参考ホームページ

介護サービス情報公表システム「介護事業所・生活関連情報検索」については、厚生労働省及び熊本県のホームページをご覧ください。

・熊本県「介護サービス情報の公表」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/51070.html>

・厚生労働省「介護サービス情報の公表制度」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

・介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム(全国版トップ)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

・介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム(熊本県)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/43/>

【お問い合わせ】

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地

大津町 健康福祉部 介護保険課 大津町地域包括支援センター

(担当 井島、石橋)

電話：(096)292-0770 / FAX：(096)292-1234

メール：kaigohoken@town.ozu.kumamoto.jp